

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立計画

平成 29 年 9 月

茂原市教育委員会

目 次

I	総合型地域スポーツクラブ設立推進の背景と茂原市の状況	・・・ 1～2
1	総合型地域スポーツクラブ設立の推進に係る国及び千葉県の状況	
2	茂原市における状況	
II	茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会活動報告	・・・ 3
III	総合型地域スポーツクラブ設立支援方針	・・・ 4～5
1	クラブの設立支援の必要性について	
2	本市のクラブ設立形態について	
3	活動の拠点となる施設並びに事務所について	
4	プログラムについて	
5	設立に向けての人材について	
6	関係団体との連携について	
7	クラブへの移行について	
8	設立計画について	

I 総合型地域スポーツクラブ設立推進の背景と茂原市の状況

1 総合型地域スポーツクラブ設立の推進に係る国及び千葉県の状況

平成7年度から平成15年度まで、国では、地域コミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、地域住民の自主的な運営を目指す「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施してきました。

また、平成12年9月には、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に基づき、日本におけるスポーツ振興の基本的な計画である「スポーツ振興基本計画」を策定し、この中で「生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントを目指す」としており、政策目標達成のために必要不可欠である施策として、総合型地域スポーツクラブの全国展開を期待していました。

さらに、平成23年6月に公布された「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）の前文では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の^{かんよう}涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と定めています。

平成24年3月には、スポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして「スポーツ基本計画」が策定され、地方公共団体は「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

国の動きを受け、「スポーツ立県ちば」を目指す千葉県においても、平成24年3月に「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定し、地域のスポーツ環境を整備する目的として「総合型地域スポーツクラブ」の設立や育成を支援しています。補助金、施設の優先使用、クラブハウスの斡旋、指導者の紹介、クラブ間の橋渡しを行い、運営や活動方法のアドバイス等を行っており、平成29年4月現在、34市町で80団体が設立されています。

2 茂原市における状況

平成 28 年 4 月に「茂原市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、20 歳以上の市民 2,000 人を年齢別に無作為抽出し、「スポーツ活動に関するアンケート調査」を実施したところ、「週 1 回以上スポーツ・運動をしている市民」は 92%で、スポーツ・運動をする理由については、「技術向上」が 4%、「健康づくり」が 55%となっており、「競技志向より健康志向」という特徴が見られます。

また、「総合型地域スポーツクラブ」については、「知っている」が 6%、「名前は聞いたことがある」が 8%となっており、認知度は低いものの、本市に総合型地域スポーツクラブができた場合には、31%が「参加してみたい」という回答でした。

そこで本市では、スポーツの持つ大きな力を活用し、茂原市市民憲章に掲げる「スポーツを楽しみ健康で活気のあるまち茂原」の実現のため、「市民 ひとり 1 スポーツ」を基本理念として「茂原市スポーツ推進計画」を策定し、基本施策の中で地域に密着したスポーツ活動の拠点として、また、活力ある地域づくりに様々な効果をもたらす総合型地域スポーツクラブの設立に向けて支援していくことを定めたところです。

平成 28 年 11 月に、茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会を発足し、本市の実情に即した総合型地域スポーツクラブの検討をスタートしました。

委員は、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、スポーツ指導者協議会、小中学校長会、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連合会、レクリエーション協会、自治会長連合会の代表者 10 名で構成されています。

Ⅱ 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会活動報告

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会は、先進スポーツクラブの視察を含め、6回にわたり、本市における総合型地域スポーツクラブの必要性について、多角的な協議を重ねました。

【活動報告】

第1回検討委員会 平成28年11月9日 市役所503会議室 千葉県体育課から講師を招き、総合型地域スポーツクラブ総論についての研修会
第2回検討委員会 平成28年12月20日 睦沢町 先進地視察：睦沢ふれあいスポーツクラブ (中央型)
第3回検討委員会 平成29年2月9日 袖ヶ浦市 先進地視察：袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ(中富フレスポクラブ他) (地域型)
第4回検討委員会 平成29年5月25日 市役所901会議室 先進地視察を振り返って本市の実情にあった総合型地域スポーツクラブ設立形態の検討
第5回検討委員会 平成29年6月29日 市役所901会議室 学校施設の利用状況及び課題の確認、本市における総合型地域スポーツクラブ設立構想及び基本理念の検討
第6回検討委員会 平成29年8月2日 市役所901会議室 茂原市総合型地域スポーツクラブの設立について(答申)

Ⅲ 総合型地域スポーツクラブ設立支援方針

茂原市教育委員会は、茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会の答申をもとに、本市における総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の設立支援について、次のとおり方針を定めます。

1 クラブの設立支援の必要性について

既存の各種自主グループの活動は、特定の種目に限定され、個々の活動で、誰もが気軽に活動に参加できる体制が整っていないことが見受けられます。

活動の拠点としては、公共施設を利用しており、そのサービスを楽しむのは、その団体等、一部のグループに限られ、新たなグループの参入を阻害している側面は否めません。

既存の自主グループの数は減少傾向にあり、主な原因として、若者が新たに加入することがなく、グループの構成員が高齢化し、活動を維持できない傾向が見受けられます。

また、誰もが気軽に参加できるスポーツ等の事業については、市民体育館、公民館等で行われていますが、本市の場合は、参加手段としてバス等の公共交通機関が十分ではないため、誰もが参加できる状況とは言えません。

そこで、市民各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的に「いつでも、どこでも、誰とでも」スポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできるクラブを設置し、地域スポーツの振興や新たな地域コミュニティ形成など地域における公共的な役割を担うクラブが必要です。

2 本市のクラブ設立形態について

本市のクラブの形態は、「中央型」と「地域型」とします。

「中央型」のみを設立すると、市民体育館に集まるための交通手段を持つ者は参加できますが、交通手段を持たない者は参加できなくなることから、徒歩でも参加できる範囲の「地域型」として、小学校区ごとに設立します。

一方、「地域型」のみを設立すると、設備面で「地域型」では取り組めない種目もあり、多種目に対応できる市民体育館を「中央型」として設立します。

3 活動の拠点となる施設及び事務所について

「中央型」は「市民体育館」、「地域型」は「学校体育施設等」を活動拠点とします。

事務所については、市民体育館、学校及びコミュニティセンターなどの地域の施設に最低限のスペースを確保します。

4 プログラムについて

プログラムについては、スポーツ活動だけにとらわれず、文化的、趣味的活動も含めることとします。

なお、茂原市発祥のスポーツである「タッチバレーボール」は必須種目とします。

5 設立に向けての人材について

クラブ運営には、マネジメント能力がある者、スポーツ等の指導ができる者など、熱意のある人材が必要です。当面は、行政及びスポーツ推進委員が中心となって関係団体と連携を図り、スポーツ推進委員が牽引し、地域の実情に応じた体制を整えていきます。

また、自治会、体育協会、スポーツ少年団、小中学校長会、青少年相談員連絡協議会、子ども会、婦人会、長寿会、レクリエーション協会などにクラブ設立への理解を深めてもらい、クラブ運営等に適した人材を発掘します。

6 関係団体との連携について

クラブは自主的な活動を目的としているので、子どもや大人、高齢者、障がい者に関わる関係団体との連携を図り、情報交換を行います。

7 クラブへの移行について

学校体育施設等を多くの団体が利用していることから、クラブの必要性を理解してもらい、クラブへ移行するよう働きかけます。

8 設立計画について

クラブは、地域の住民による設立・運営が原則ですが、行政は設立に向けて積極的な支援を行います。

「地域型」のクラブ設立支援については、平成30年3月を目途に、1つ以上のクラブ設立を目標とします。以降、毎年度に1つのクラブ設立を目標とします。

「中央型」のクラブ設立支援については、クラブ設立に向け、順次、市民体育館を利用する団体にクラブの必要性を説明し、できるだけ早い時期に、市民体育館を活動拠点としたクラブを設立することを目標とします。